

随意契約理由書

工事名称 大阪府本庁舎本館乗用昇降機設備改修工事

大手前庁舎本館の昇降機は改修後20年が経過しており、過去の調査により老朽化が確認された部分、制御機器の改修を行うとともに、安全性を高める「戸開走行保護装置」の設置、耐震性を向上させるために必要な改修を行うものです。

昇降機はすべて製造者固有の機器が使用されているため、他者の部品を使用すると機器の互換性が失われ、システムとしての動作が保証されません。したがって、本工事は当該昇降機の製造者である日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社しか施工できず、同社より見積書を徴収したところ、価格が適正であり、かつ予算範囲内であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約に付することとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。